

逗子市まちづくり条例(平成14年逗子市条例第4号)新旧対照表(抜粋)

現行	改正後(案)	備考
<p>逗子市まちづくり条例</p> <p>平成14年3月6日 逗子市条例第4号</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条～第6条)</p> <p>第2章 計画的なまちづくりの推進</p> <p><b>第1節 まちづくり基本計画(第7条)</b></p> <p><b>第2節 推進地区基本計画(第8条・第9条)</b></p> <p>第3章 市民によるまちづくりの推進</p> <p>—</p> <p><b>第1節 地区まちづくり協議会(第10条～第14条)</b></p> <p><b>第2節 テーマ型まちづくり協議会(第15条・第16条)</b></p> <p>第4章 地区計画等の案の作成手続等(第17条)</p> <p>第4章の2 建築基準法に基づく基準(第17条の2)</p> <p>第5章 開発事業の手続等</p> <p>第1節 開発事業の適用対象(第18条)</p> <p>第2節 開発事業の手続(第19条～第35条)</p>	<p>逗子市まちづくり条例</p> <p>平成14年3月6日 逗子市条例第4号</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則(第1条～第6条)</p> <p>第2章 計画的なまちづくりの推進<b>(第7条～第9条)</b></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第3章 市民によるまちづくりの推進<b>(第10条～第16条)</b></p> <p><b>条)</b></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>第4章 地区計画等の案の作成手続等(第17条)</p> <p>第4章の2 建築基準法に基づく基準(第17条の2)</p> <p>第5章 開発事業の手続等</p> <p>第1節 開発事業の適用対象(第18条)</p> <p>第2節 開発事業の手続(第19条～第35条)</p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p></p> <p>第7条の削除</p> <p></p> <p>地区まちづくり、テーマ型まちづくりの統合</p>

第3節 開発事業の基準等(第36条～第47条)

第4節 土地取引行為の届出(第47条の2)

第5節 小規模開発事業の手続(第48条)

第6章 紛争調整(第49条～第52条)

第7章 雑則(第53条～第63条)

第8章 罰則(第64条・第65条)

附則

第1章 総則

(基本原則)

第2条 まちづくりは、本市の歴史的に育まれてきた街並みと豊かな自然環境を次世代に引き継ぐように行われなければならない。

2 まちづくりは、「土地については公共の福祉を優先させるものとする」と定めた土地基本法(平成元年法律第84号)の理念を踏まえて行われなければならない。

3 市民、事業者及び市は、逗子市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めた基本構想(以下「基本構想」という。)と逗子市環境基本条例(平成9年逗子市条例第2号)にあるまちづくり像の実現に向けて、相互の協働により取り組まなければならない。

第2章 計画的なまちづくりの推進

第3節 開発事業の基準等(第36条～第47条)

第4節 土地取引行為の届出(第47条の2)

第5節 小規模開発事業の手続(第48条)

第6章 紛争調整(第49条～第52条)

第7章 雑則(第53条～第63条)

第8章 罰則(第64条・第65条)

附則

第1章 総則

(基本原則)

第2条 (略)

2 (略)

3 市民、事業者及び市は、逗子市環境基本計画、逗子市都市計画マスタープランその他土地利用に係る諸計画(以下「計画等」という。)

\_\_\_\_\_にあるまちづくり像の実現に向けて、相互の協働により取り組まなければならない。

第2章 計画的なまちづくりの推進

都市計画マスタープランの策定に伴い、基本原則の原拠を土地利用に係る計画に置き換えるもの。

## 第1節 まちづくり基本計画

(まちづくり基本計画の策定等)

第7条 市長は、第2条に規定する基本原則(以下「基本原則」という。)に基づき、市のまちづくりに関する基本的な計画(以下「まちづくり基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、まちづくり基本計画を定めるに当たっては、基本構想を踏まえ、基本構想に基づき策定された実施計画、逗子市環境基本条例に基づき策定された逗子市環境基本計画その他まちづくりについての諸計画(以下「計画等」という。)との整合を図るものとし、計画等にまちづくり基本計画の内容を反映させるよう努めなければならない。

3 まちづくり基本計画は、まちづくり全体の構想、地域別の構想その他必要な事項について定め、概要図及び計画書により表示しなければならない。

4 市長は、まちづくり基本計画の案の作成に当たっては、市民の参加、参画及び意見反映のための必要な措置を講じるとともに、まちづくり基本計画に関する情報を積極的に市民に提供しなければならない。

5 市長は、まちづくり基本計画の案を作成したときは、その旨を告示し、まちづくり基本計画の案を当該告示の日の翌日から起算して3週間公衆の縦覧に供しなけれ

第7条 削除

まちづくり基本計画を削除し(以下「計画等」に整理)

ばならない。

6 前項の規定による告示があったときは、市民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供されたまちづくり基本計画の案について市長に意見書を提出することができる。

7 市長は、前項の意見書についての報告書を作成し、当該報告書を作成した日の翌日から起算して3週間公衆の縦覧に供しなければならない。

8 市長は、まちづくり基本計画を策定するときは、第53条第1項に規定する逗子市まちづくり審議会(第53条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴かななければならない。

9 市長は、まちづくり基本計画を策定したときは、その旨を告示しなければならない。

10 前6項の規定は、まちづくり基本計画の変更について準用する。ただし、第11条の規定による提案に基づき変更する場合は、第4項から第8項までの規定は適用しないものとし、第16条の規定による提案に基づき変更する場合は、第4項の規定は適用しないものとする。

## 第2節 推進地区基本計画

(推進地区基本計画の策定等)

第8条 市長は、まちづくり基本計画に基づき、次の各号

(推進地区基本計画の策定等)

第8条 市長は、計画等に基づき、次の各

のいずれかに該当する地区において、市街地整備又は都市環境の保全を中心としたまちづくりを重点的に推進する必要があると認める地区(以下「まちづくり推進地区」という。)を指定し、まちづくりの基本的な計画(以下「推進地区基本計画」という。)を策定することができる。

- (1) 商業の中心地として重点的な市街地整備が必要な地区
- (2) 現に市街地が形成されている地区で、安全で快適なまちづくりの実現を図るため、拠点的な市街地整備が必要な地区
- (3) 景観、街並み、緑地等の保全を中心としたまちづくりが必要な地区
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めた地区

2 市長は、まちづくり推進地区の指定及び推進地区基本計画の案の作成に当たっては、当該地区内に住所を有する者、事業を営む者、土地又は建物を所有する者、借地権(借地借家法(平成3年法律第90号)に規定する借地権をいう。以下同じ。)を有する者の意見を反映させるため、意見聴取、説明会の開催その他必要な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、規則で定

号のいずれかに該当する地区において、市街地整備又は都市環境の保全を中心としたまちづくりを重点的に推進する必要があると認める地区(以下「まちづくり推進地区」という。)を指定し、まちづくりの基本的な計画(以下「推進地区基本計画」という。)を策定することができる。

- (1) ~ (4) (略)

2 ~ 6 (略)

める利害を有する者(以下「利害関係人」という。)からも意見を聴くことができる。

3 市長は、推進地区基本計画の案を作成したときは、その旨を告示し、当該告示の日の翌日から起算して3週間公衆の縦覧に供しなければならない。

4 前項の規定による告示があったときは、市民は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された推進地区基本計画の案について市長に意見書を提出することができる。

5 市長は、推進地区基本計画を策定するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

6 市長は、推進地区基本計画を策定したときは、その旨を告示しなければならない。

7 前5項の規定は、推進地区基本計画の変更及び廃止について準用する。

### 第3章 市民によるまちづくりの推進

#### 第1節 地区まちづくり協議会

(地区まちづくり協議会への支援等)

第10条 市長は、基本原則に基づくまちづくりを推進するため、一定の地区において住所を有する者、事業を営む者、土地又は建物を所有する者及び借地権を有する者(以下「地区住民等」という。)が策定する地区に限定し

7 第2項から前項までの規定は、推進地区基本計画の変更及び廃止について準用する。

### 第3章 市民によるまちづくりの推進

(まちづくり協議会への支援等)

第10条 市長は、基本原則に基づくまちづくりを推進するため、一定の地区において住所を有する者、事業を営む者、土地又は建物を所有する者及び借地権を有する者(以下「地区住民等」という。)が策定する地区に限定し

字句の整理

節を削る

協議会の名称を変更

地区まちづくり、テーマ型まちづくりの統合に伴い、計画及び協議会の名称を改める。

たまちづくりの計画\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_ (以下「地区まちづくり計画」という。)を策定しようとする団体のうち、次の各号のいずれにも該当すると認められるもの(以下「地区まちづくり協議会」という。)を認定し、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。この場合において、市長は、利害関係人も地区住民等を含むことができる。ただし、土地利用の制限にかかわらない事項を策定しようとする場合は、利害関係人は含まないものとする。

(1) 構成員が地区住民等であること。

(2) \_\_\_\_\_ 地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。

(3) 団体の目的又は活動の方針が基本原則に則していること。

(4) 団体の構成員に重要な意思決定に参画する権利が保障されている規約を有し、かつ、代表者の定めのあること。

(追加)

たまちづくりの計画又は計画等の内容を補完し、発展させることを目的とした市全体のテーマに関わるまちづくりの計画(以下「まちづくり計画」という。)を策定しようとする団体のうち、次の各号のいずれにも該当すると認められるもの(以下「まちづくり協議会」という。)を認定し、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。この場合において、市長は、利害関係人も地区住民等を含むことができる。ただし、土地利用の制限にかかわらない事項を策定しようとする場合は、利害関係人は含まないものとする。

(1) 構成員が5人以上の市民であること。ただし、地区を限定した計画を目的とする場合は、過半数が当該地区の地区住民等であること。

(2) 市民、地区住民等の自発的参加の機会が保障されていること。

(3) ～ (4) (略)

(5) その他市長が不適切であると認める活動の目的

構成員の要件を変更する。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、地区まちづくり協議会の認定を受けようとする者に対し、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。
- 3 地区まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、規則で定める申請を市長に行わなければならない。
- 4 市長は、第1項の規定による認定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 地区まちづくり計画で定める事項は、次に掲げるもののうち必要なものとする。
- (1) 土地利用に関する事項
  - (2) 建築物・工作物に関する事項
  - (3) 防災に関する事項
  - (4) 歴史・自然に関する事項
  - (5) 景観・街並みに関する事項
  - (6) 緑地の保全に関する事項
  - (7) 緑化に関する事項
  - (8) 生活環境に関する事項
  - (9) その他基本原則に基づいたまちづくりを推進するために必要な事項

及び内容ではないこと。

- 2 市長は、特に必要があると認めるときは、まちづくり協議会の認定を受けようとする者に対し、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。
- 3 まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、規則で定める申請を市長に行わなければならない。
- 4 (略)
- 5 まちづくり計画で策定できる事項は、次に掲げるもの\_\_\_\_\_とする。
- (1) ～ (4) (略)
  - (5) 景観に関する事項
  - (6) 緑地の保全・緑化に関する事項
  - (7) 交通に関する事項
  - (8) 住環境に関する事項
  - (9) (略)



6 地区まちづくり協議会は、地区まちづくり計画  
\_\_\_\_\_を策定したときは、規則で定めるところにより地区住民等に公表しなければならない。

(地区まちづくり計画の提案等)

第11条 地区まちづくり協議会は、次の各号のいずれにも該当する地区まちづくり計画を策定したときは、当該計画の内容をまちづくり基本計画に定めるべき事項として、市長に対し提案することができる。

(1) 地区まちづくり計画の区域(以下「地区まちづくり区域」という。)が道路、鉄道、河川その他土地の範囲を明示するのに適当なものにより区分されており、かつ、おおむね3,000平方メートル以上の面積があること。ただし、当該地区まちづくり区域における社会的条件、地形的条件等を勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(2) 地区まちづくり区域内に住所を有する18歳以上の者、事業を営む者並びに当該区域内の土地について所有権を有する者及び借地権を有する者(以下「権利者」と総称する。)のうち、5割以上の者が、当該地区まちづくり計画に同意していること。

(3) 地区まちづくり区域内において、前号の規定による同意をした者が所有する土地の地積と前号の規定による同意をした者が有する借地権の目的となつ

6 まちづくり協議会は、地区を限定したまちづくり計画を策定したときは、規則で定めるところにより地区住民等に公表しなければならない。

(まちづくり計画の提案等)

第11条 まちづくり協議会は、次の各号のいずれにも該当するまちづくり計画を策定したときは、当該計画の内容を計画等に定めるべき事項として、市長に対し提案することができる。

(1) まちづくり計画の内容が、基本原則に即していること。

(2) まちづくり計画の内容を市民に対して説明会等を行い、意見が十分に反映されていること。

(3) まちづくり計画の内容が土地利用の制限に関する場合は、その内容に当該土地利用の制限に係る区域内の地区住民等及び利害関係人の意見が十分に反映されていること。

(4) まちづくり計画の内容が、特定の者に利害を及ぼすものではないこと。

(5) その他市長が不適切であると認めるまちづくり計画の内容ではないこと。

計画の名称及び要件を変更

ている土地の地積との合計が、当該地区まちづくり区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の5割以上であること。

(4) 土地利用の制限にかかわらず、地区まちづくり区域内に住所を有する18歳以上の者及び事業を営む者のうち、5割以上の者が、当該地区まちづくり計画に同意していること。

2 市長は、前項の規定による提案が基本原則に則しているとき、審議会の意見を聴いた上で、その提案をまちづくり基本計画に反映するよう努めなければならない。

3 第1項の規定による提案がまちづくり基本計画に反映されたときは、当該地区住民等は、その内容を守るよう努めなければならない。

(地区まちづくり協定の締結)

第12条 地区まちづくり協議会は、次の各号のいずれにも該当する地区まちづくり計画を内容とする協定(以下「地区まちづくり協定」という。)を締結するように市長に求めることができる。

(1) 地区まちづくり区域  
\_\_\_\_\_が道路、鉄道、河川その他土地の

2 市長は、前項の規定による提案があった場合、返子市まちづくり審議会(第53条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、計画等に反映するよう努めるものとする。

3 第1項の規定による提案が計画等に反映されたときは、市民、事業者等は、計画の実現に努めるものとする。

4 市長は、第1項の規定によるまちづくり計画の内容が、有益で実現性が高いと認めるときは、事業化に努めるものとする。

(地区まちづくり協定の締結)

第12条 まちづくり協議会 \_\_\_\_\_は、次の各号のいずれにも該当するまちづくり計画 \_\_\_\_\_を内容とする協定(以下「地区まちづくり協定」という。)を締結するように市長に求めることができる。

(1) まちづくり計画の区域(以下「地区まちづくり区域」という。)が道路、鉄道、河川その他土地の範

範囲を明示するのに適当なものにより区分されており、かつ、おおむね3,000平方メートル以上の面積があること。ただし、当該地区まちづくり区域における社会的条件、地形的条件等を勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(2) 地区まちづくり区域内に住所を有する18歳以上の者、事業を営む者及び当該区域内の権利者のうち、3分の2以上の者が、当該地区まちづくり計画に同意していること。

(3) 地区まちづくり区域内において、前号の規定による同意をした者が所有する土地の地積と前号の規定による同意をした者が有する借地権の目的となっている土地の地積との合計が、当該地区まちづくり区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上であること。

(4) 土地利用の制限にかかわらない事項については、前2号の規定にかかわらず、地区まちづくり区域内に住所を有する18歳以上の者及び事業を営む者のうち、3分の2以上の者が、当該地区まちづくり協定に同意していること。

2 市長は、前項の地区まちづくり計画の内容を審査し、基本原則に則していると認めるときは、当該地区まちづ

围を明示するのに適当なものにより区分されており、かつ、おおむね3,000平方メートル以上の面積があること。ただし、当該地区まちづくり区域における社会的条件、地形的条件等を勘案してやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(2) 地区まちづくり区域内に住所を有する18歳以上の者、事業を営む者及び当該区域内の権利者のうち、3分の2以上の者が、当該まちづくり計画に同意していること。

(3) 地区まちづくり区域内において、前号の規定による同意をした者が所有する土地の地積と当該同意をした者が有する借地権の目的となっている土地の地積との合計が、当該地区まちづくり区域内の土地の総地積と借地権の目的となっている土地の総地積との合計の3分の2以上であること。

(4) (略)

2 市長は、前項のまちづくり計画の内容を審査し、基本原則に則していると認めるときは、当該まちづくり

字句の整理

くり計画のうち、規則で定める事項について地区まちづくり協定を締結し、その旨を告示しなければならない。

- 3 前項の場合において、市長は、地区まちづくり協定を締結しようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 地区まちづくり協定の有効期間は、第2項の規定による告示があった日から起算して10年とする。
- 5 地区まちづくり協定の期間満了前に地区まちづくり協定が締結された区域(以下「協定区域」という。)の権利者のうち過半数の者から異議の申出がないときは、その期間満了の日の翌日から起算してさらに10年、同一の条件により更新されるものとし、以後もこの例による。
- 6 前各項の規定は、地区まちづくり協定を変更する場合について準用する。
- 7 第1項及び第2項の規定は、地区まちづくり協定を廃止する場合について準用する。この場合において、第1項第2号及び第3号中「3分の2以上」とあるのは「5割以上」と読み替えるものとする。
- 8 市長は、地区まちづくり協定を締結したときは、まちづくりに関する施策の策定及び実施に当たり、当該地区まちづくり協定の内容に十分配慮しなければならない。  
(地区まちづくり協定と都市計画の提案手続との連携)

計画のうち、規則で定める事項について地区まちづくり協定を締結し、その旨を告示しなければならない。

3～8 (略)

(地区まちづくり協定と都市計画の提案手続との連携)

第14条 法第21条の2第1項の規定により都市計画の決定又は変更をすることを提案できる団体として、同条第2項の規定により条例で定める団体は、第10条の規定に基づく地区まちづくり協議会とする。

2 地区まちづくり協議会は、第12条の規定に基づき地区まちづくり協定を締結したときは、当該協定のうち、市が決定する都市計画に関する事項について、都市計画の提案を行うことができる。

3 前項の規定によるまちづくり協定の締結に伴い都市計画の提案を行うときは、当該協定に係る同意を都市計画の決定に係る同意と兼ねることができる。

4 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号)第15条の規定により条例で定める一団の土地の区域の規模は、3,000平方メートルとする。

### 第2節 テーマ型まちづくり協議会

#### (テーマ型まちづくり協議会への支援等)

第15条 市長は、まちづくり基本計画の内容を補完し、発展させることを目的とした市全体のテーマにかかわるまちづくりの計画(以下「テーマ型まちづくり計画」という。)を策定しようとする団体のうち、次の各号のいずれにも該当すると認められるもの(以下「テーマ型まちづくり協議会」という。)を認定し、技術的支援、ま

第14条 法第21条の2第1項の規定により都市計画の決定又は変更をすることを提案できる団体として、同条第2項の規定により条例で定める団体は、第10条の規定に基づくまちづくり協議会とする。

2 まちづくり協議会は、第12条の規定に基づき地区まちづくり協定を締結したときは、当該協定のうち、市が決定する都市計画に関する事項について、都市計画の提案を行うことができる。

3 前項の規定による地区まちづくり協定の締結に伴い都市計画の提案を行うときは、当該協定に係る同意を都市計画の決定に係る同意と兼ねることができる。

4 (略)

第15条及び第16条 削除

字句の整理

地区まちづくり協議会との  
統廃合による削除

ちづくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

- (1) 構成員が市民であること。
- (2) 市民の自発的参加の機会が保障されていること。
- (3) 団体の目的又は活動の方針が基本原則に則していること。
- (4) 団体の構成員に重要な意思決定に参画する権利が保障されている規約を有し、かつ、代表者の定めのあること。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、テーマ型まちづくり協議会の認定を受けようとする者に対し、技術的支援、まちづくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

3 テーマ型まちづくり協議会の認定を受けようとする団体は、規則で定める申請を市長に行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による認定を行ったときは、その旨を告示しなければならない。

5 テーマ型まちづくり協議会は、テーマ型まちづくり計画を策定するに当たり、その内容が土地利用の制限に関する事項を含む場合は、当該土地利用の制限に係る区域内に住所を有する者、事業を営む者、土地又は建物を所有する者及び利害関係人の意見を十分反映させるとと

もに、その支持を得るよう努めなければならない。

(テーマ型まちづくり計画の提案)

第16条 テーマ型まちづくり協議会は、次の各号のいずれにも該当するテーマ型まちづくり計画を策定したときは、当該計画の内容をまちづくり基本計画に定めるべき事項として、市長に対し提案することができる。

(1) テーマ型まちづくり計画の内容が、市内に住所を有する18歳以上の者の50分の1以上の賛同を得ていること。

(2) テーマ型まちづくり計画の内容が、基本原則に則していること。

(3) テーマ型まちづくり計画の内容が土地利用の制限に関するものである場合は、その内容に当該土地利用の制限に係る区域内に住所を有する者、事業を営む者、土地又は建物を所有する者及び利害関係人の意見が十分に反映されていること。

2 市長は、前項の規定による提案があったときは、審議会の意見を聴いた上で、その提案をまちづくり基本計画に反映するよう努めなければならない。

第2節 開発事業の手続

(開発事業事前相談申出書の提出等)

第21条 事業者は、前2条の手続を完了したときは、当該

第2節 開発事業の手続

(開発事業事前相談申出書の提出等)

第21条 (略)

開発事業に係る法令に基づく許可、認可、確認その他これらに類する行為の申請等(以下「許認可の申請等」という。)及び第23条第1項に規定する事前協議申請書の提出に先立ち、規則で定める事項を記載した開発事業事前相談申出書(以下「事前相談申出書」という。)を市長に提出しなければならない。ただし、特定小規模開発事業、特定開発事業A及び特定開発事業Bについてはこの限りでない。

2 事前相談申出書を提出しようとする事業者は、あらかじめまちづくり基本計画及び計画等について、市から説明を受けるとともに、事前相談申出書の内容がまちづくり基本計画及び計画等に適合したものとなるよう努めなければならない。

3 市長は、事前相談申出書の提出があったときは、遅滞なく当該事前相談申出書の概要を告示するものとする。  
(事前協議)

第23条 第19条から第22条までの手続(当該開発事業がつくる条例又は景観条例の対象となるときは、当該条例に基づく完了書の交付までの手続を含む。)が完了した事業者又は特定小規模開発事業、特定開発事業A若しくは特定開発事業Bを行おうとする事業者は、速やかに規則で定める事項を記載した開発事業事前協議申請書(以下

2 事前相談申出書を提出しようとする事業者は、あらかじめ\_\_\_\_\_計画等について、市から説明を受けるとともに、事前相談申出書の内容が\_\_\_\_\_計画等に適合したものとなるよう努めなければならない。

3 (略)

(事前協議)

第23条 (略)

開発指導の原拠を「まちづくり基本計画」から土地利用に係る「計画等」に置き換える



「事前協議申請書」という。)を市長に提出し、協議しなければならない。この場合において、特定小規模開発事業、特定開発事業A又は特定開発事業Bを行おうとする事業者は、事前協議申請書の提出の日の1週間前までに第22条第2項に準じた表示板を設置し、関係住民から説明を求められたときは、説明会の開催等適切な方法により、その理解を得るように努めなければならない。この場合において、同条第4項、第5項及び第6項の規定を準用する。

2 市長は、事前協議申請書の提出があったときは、遅滞なく事前協議申請書の概要を告示し、当該事前協議申請書を告示の日の翌日から起算して3週間(中規模開発事業、特定小規模開発事業、特定開発事業A及び特定開発事業Bにあっては2週間)公衆の縦覧に供しなければならない。

3 事業者は、当該開発事業がつくる条例又は景観条例の対象事業となるときは、事前協議申請書の提出に当たり、当該条例の内容を尊重しなければならない。

4 市長は、事前協議申請書の提出があったときは、その内容に関し、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) まちづくり基本計画に関する事項

2・3 (略)

4 市長は、事前協議申請書の提出があったときは、その内容に関し、次に掲げる事項について協議するものとする。

(1) 計画等に関する事項

<p>(2) 推進地区基本計画及び地区まちづくり協定に関する事項</p> <p>(3) つくる条例第15条の規定に基づく当該開発事業に係る評価書の内容に関する事項及び同条例第16条の規定に基づく完了書の内容に関する事項</p> <p>(4) 景観条例第28条の規定による当該開発事業に係る配慮書の内容に関する事項及び同条例第29条の規定による完了書の内容に関する事項</p> <p>(5) 第22条及び第1項に規定する説明会の開催等に関する事項</p> <p>(6) 前条に規定する手続に関する事項</p> <p>(7) 次節に定める開発事業の基準等に関する事項</p> <p>5 市長は、前項の規定による協議を行うに当たっては、市が実施する施策との調和を図るため、事業者に対し必要な助言又は指導を行うことができる。</p>	<p>(2) ～ (7) (略)</p> <p>5 (略)</p>	
<p>第7章 雑則 (まちづくり審議会)</p> <p>第53条 市長の附属機関として、逗子市まちづくり審議会を置く。</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。</p>	<p>第7章 雑則 (まちづくり審議会)</p> <p>第53条 (略)</p> <p>2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、その結果を答申する。</p>	

<p><u>(1) 第7条第8項に規定するまちづくり基本計画の策定に関する事項</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>(2) 第8条第5項に規定する推進地区基本計画の策定に関する事項</u></p>	<p><u>(1)</u> (略)</p>
<p><u>(3) 第11条第2項に規定する<u>地区まちづくり計画</u>の反映に関する事項</u></p>	<p><u>(2)</u> 第11条第2項に規定する<u>まちづくり計画</u>の反映に関する事項</p>
<p><u>(4) 第12条第3項に規定する地区まちづくり協定の締結に関する事項</u></p>	<p><u>(3)</u> (略)</p>
<p><u>(5) 第16条第2項に規定するテーマ型まちづくり計画の反映に関する事項</u></p>	<p>(削る)</p>
<p><u>(6) 第34条第1項に規定する公聴会の開催に関する事項</u></p>	<p><u>(4)</u> (略)</p>
<p><u>(7) 第62条に規定する表彰に関する事項</u></p>	<p><u>(5)</u> (略)</p>
<p><u>(8) まちづくりに関する基本的事項、この条例の改正に関する事項その他この条例の施行に関する重要な事項</u></p>	<p><u>(6)</u> (略)</p>
<p>3 審議会は、まちづくりに関する重要事項について、市長に建議することができる。</p>	<p>3～7 (略)</p>
<p>4 審議会は、調査審議のために特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。</p>	
<p>5 審議会は、委員9人以内をもって組織する。</p>	

<p>6 委員は、市内に住所を有する者及び学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。</p> <p>7 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>(経過措置)</p> <p><u>(総合計画との関係)</u></p> <p><b>8 第7条第1項のまちづくり基本計画は、<u>逗子市総合計画策定条例(平成26年逗子市条例第29号)の施行の日以後に定めた逗子市総合計画に包含されるものとする。</u></b></p>	<p>(経過措置)</p> <p>(削る)</p>	<p>まちづくり基本計画は総合計画に昇華したものと整理し、削る</p>
--	---------------------------	-------------------------------------